

日本古代の放鷹の技術と形象に関する覚書

—仁徳紀、家持歌、靈異記から—

秋吉 正博

A Note on Techniques and Images of Hawking and Falconry in Ancient Japan

AKIYOSHI, Masahiro

一、はじめに

放鷹（鷹狩り）は、野生の鷹を飼育調教して狩猟に利用するという特殊な狩猟技術である。その起源は定かではないが、中央アジア、中近東、東アジア、ヨーロッパなどユーラシア大陸の各地で息長く行なわれてきたと考えられ、ユネスコの世界無形文化遺産として登録されている。日本はその登録申請に参加していなかったものの、日本列島においても、古代から放鷹を担う人々が存在していたことは、各種の史料に確かめることができる。例えば、『日本書紀』の仁徳天皇紀の記事によると、放鷹が百濟から日本へ伝来したと伝えられている。その伝説的な記事を信じるならば、放鷹の技術は日本の風土においても通用するのであり、仁徳朝以

降に放鷹が日本に定着していった、という隠れた筋書きを思い描くことができるのだろう。本稿は、単に日本古代の放鷹の歴史的發展を追うのではなく、放鷹の技術の一端を読み取れる史料をいくつか選んで、放鷹の技術的な要素を読み解こうとするものである。

先行研究では、野生の鷹を捕獲して飼育調教し、狩猟に用いるまでの過程を明らかにして、その過程で関わる人々を考察することとはあったが、放鷹を実現する過程で必要な技術的な要素については、史料上にあまり詳しく描かれな¹いため、その考察が十分ではなかったと思う。試みに取り上げるものは、『日本書紀』の放鷹伝来に関する記事、『万葉集』の¹大伴家持の歌、『日本靈異記』の橘奈良麻呂関係の説話である。いずれも説話的、物語的な内

容として受け止められており、史料としての価値が低いとみなされてきたものばかりである。しかし、ここで取り上げる史料はあって、史料から読み取れる伝承としての側面を重視し、放鷹にまつわる伝承という意味で便宜的に放鷹伝承と呼称しておく。史料の性格を規定する時代性を考慮して、史料上の空想的な要素の形象を意識することも重要である。放鷹伝承に織り込まれた空想的な要素の形象に留意しつつ、放鷹の担い手の身分とその環境を踏まえて、放鷹の技術的な要素の考察を試み、覚書としてまとめた。

二、放鷹の伝来と仁徳の赦し — 『日本書紀』の放鷹伝来記事から

まず、日本の放鷹の起源を説いた『日本書紀』の放鷹伝来記事を取り上げる。『日本書紀』は日本古代の官撰史書であるが、その中の仁徳天皇紀の放鷹伝来記事は説話的、物語り的な内容である。放鷹の伝来は、放鷹をめぐる文化が伝来したことを示すだけでなく、本質的に放鷹技術が伝来したことを物語るものである。原漢文を読点で区切って引用する。²⁾

● 『日本書紀』仁徳天皇四十一年三月条

春三月、遣紀角宿禰於百濟、始分国郡壇場、具録郷土所出、是時百濟王之族酒君无礼、由是紀角宿禰訶責百濟王、時百濟王懼之、以鉄鎖縛酒君、附襲津彦而進上、爰酒君来之、則迅

匿于石川錦織首許呂斯之家、則欺之曰、天皇既赦臣罪、故寄汝而活焉、久之天皇遂赦其罪、

● 『日本書紀』仁徳天皇四十三年九月庚子朔条

秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古捕異鳥、献於天皇曰、臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而献之、天皇召酒君示鳥曰、是何鳥矣、酒君对言、此鳥之類多在百濟、得馴而能従人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗号此鳥曰俱知、(是今時鷹也、)乃授酒君令養馴、未幾時而得馴、酒君則以韋縉著其足、以小鈴著其尾、居腕上献于天皇、是日幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月、甫定鷹甘部、故時人号其養鷹之处、曰鷹甘邑也、

これらの記事は一連の内容を構成するものである。一連の記事を時期で分けると、大体次のような時期に分けられている。

- ・ 仁徳天皇四十一年春三月
- ・ 仁徳天皇四十一年春三月(〜四十三年八月)
- ・ 仁徳天皇四十三年秋九月庚子朔
- ・ 仁徳天皇四十三年九月是月

仁徳天皇四十一年三月、日本(倭国)の使者、紀角宿禰が百濟へ赴き、国郡の堺を定めて郷土の所出(各地の産物のこと)を調査した際、百濟王族酒君から礼無き対応を受けた。紀角宿禰が酒君の礼無き態度を重くみて百濟王を責め立てたところ、百濟王は恐れて酒君を鉄鎖で縛り上げ、紀角宿禰に差し出した。紀角宿禰

は、酒君を襲津彦に託して日本へ送った。ところが、酒君はすぐに石川錦織首許呂斯の家(河内の石川か)に逃げ隠れてしまった。酒君は石川錦織首許呂斯を欺いて、仁徳がすでに自分を赦しており、汝に寄せて活かそうとしているのだと言った。しばらくして、仁徳は遂に酒君を赦した。仁徳はその諡号通りに対応していたといえる。

その後、二年以上経った仁徳天皇四十三年九月庚子朔以前、依網屯倉阿弭古が異鳥を網で捕らえて、仁徳へ献上した。仁徳は酒君を召し寄せて異鳥を示し、その鳥について尋ねることにした。酒君は、この鳥が百済に多く生息しており、馴れやすく人に良く従い、速く飛べて様々な鳥を捕らえることや、この鳥を百済では「俱知」と俗称していることを教えた。「俱知」は、「今時」(『日本書紀』編纂の頃か)の鷹を意味しているという。仁徳は「俱知」を酒君に預けて、その調教を命じた。酒君はいくばくもなく、「俱知」を調教して馴致することができた。酒君は「俱知」の足に「韋縉」を結び、その尾には「小鈴」を付けて、自分の腕の上に「俱知」を据えて仁徳へ献上した。仁徳天皇は九月庚子朔(一日)に百舌鳥野で遊猟した際、「俱知」を使って見事に数十の雉を取った。

以上の出来事をきっかけに、同じ九月に仁徳天皇は「鷹甘部」(鷹養部)を設置したというのである。

仁徳紀の放鷹伝来記事にみえる基本的な事項は、次の通りである。

- ・ 鷹の持ち主は、仁徳天皇。
- ・ 鷹の調教担当者は、百済王族酒君。
- ・ 鷹捕獲者は、依網屯倉阿弭古。
- ・ 鷹捕獲の場所は、依網屯倉。
- ・ 放鷹の道具は、「韋縉」と「小鈴」。
- ・ 調教の場所は、不明。
- ・ 放鷹の場所は、百舌鳥野。
- ・ 放鷹の獲物は、雉。
- ・ 放鷹の季節は、秋。

仁徳紀の放鷹伝来記事にみえる酒君の放鷹の技術について述べよう。

放鷹伝来記事によると、酒君が日本に来る経緯、酒君が仁徳に対して語る鷹の性質、飼育調教の周辺については具体的である。酒君の飼育調教の技術の肝心なことはよく分からないのだが、鷹の性質(「得馴而能従人、亦捷飛之掠諸鳥」)を踏まえていることや、野生の鷹を飼育調教して野生の雉などを捕らえるという地域性を踏まえているにも拘らず、百済から離れた日本において実現できることを示している。

一連の出来事は、仁徳天皇四十一年三月から四十三年九月までの間に起こっている。四十三年九月一日、仁徳天皇が百舌鳥野の遊猟で「俱知」を使用したことからみて、その頃までに酒君が「俱知」を飼育調教したことになる。酒君が「俱知」を飼育調教した

場所は明記されていない。この記事を読む者が容易に連想し得る場所は、酒君が身を寄せていた石川錦織首許呂斯の本拠地と思われる河内の石川であろう。酒君がその能力を發揮するためには、来日以降、「俱知」調教以前の二年半の間に石川錦織首許呂斯の力を借り、河内の石川で放鷹・狩猟を行なつて日本の風土を知っていたとしても何ら不思議ではないといえる。

酒君が「俱知」を預かつて調教する期間は、「未幾時而得馴」とされているように、思ったよりも短かつたようである。酒君がやや短い調教期間に「俱知」を飼い馴らしたことによつて、「得馴而能従人」（馴れるを得て能く人に従う）という「俱知」の性質を証明したのである。酒君の放鷹技術を示唆する箇所は、それだけではない。放鷹伝来記事では、酒君が仁徳に対して「俱知」の「捷飛之掠諸鳥」（捷く飛びて諸の鳥を掠る）という、もう一つの性質を語っている。酒君は「俱知」を調教すると、仁徳天皇に献上して放鷹で用いてもらい、その「俱知」が数十の雉を捕らえることができた。しかも酒君以外の者が「俱知」を放鷹に用いる場合であるとうと、酒君の技術によつて調教された「俱知」が、その性質を發揮して、十分に獲物を捕獲することを証明したのである。

酒君は「俱知」を飼育調教して仁徳へ献上する際に、「韋縉」（革製の細い縄）をその足に結び、「小鈴」をその尾に付けている。その描写は、鷹の足首に「韋縉」を巻いて結び、鷹の尾羽の根元に「小鈴」をつける作業を意味する。足首の「韋縉」と尾羽の根元

の「小鈴」は、名称の変化があつても後代の放鷹において必ず用いている道具であり、放鷹技術の基本的な要素として放鷹伝来記事の中で紹介するのにふさわしい道具である。

『日本書紀』の放鷹伝来記事の趣旨は、仁徳が酒君を赦した後、偶然に手に入れた「俱知」の飼育調教を酒君に命じたおかげで放鷹の猟果を得たことや、百済の放鷹技術を撰取するために鷹養部を設置したことであり、日本の放鷹技術と鷹養部の伝説的な起源を説くものであつた。酒君が身につけていた「俱知」に関する知識とその飼育調教の技術は百済の技術であつたが、酒君が日本で扱つた鷹や雉は日本産であつた。酒君は百済の放鷹技術を使い、日本産の鷹を飼い慣らして日本産の雉を捕らえているように、百済の放鷹技術を日本の風土に応用することができた。百済の放鷹技術が日本の風土に対して通用するということは、百済の風土と日本の風土は或る程度共通していると考えられていたのである。百済の放鷹技術が日本に定着するためには、日本の風土に合わせ変容する部分もあると思うが、百済と日本の間の風土の違いはあまり意識されていなかったことがうかがえるのである。

三、鷹の放逸と山田の翁 — 『万葉集』の家持歌から

『万葉集』卷十七、「放逸せる鷹の歌」を取り上げる。『万葉集』は、奈良時代以前の和歌を集めた編纂物である。和歌の創作行為

を歴史的事実として捉える立場に立てば、和歌に詠み込まれた放鷹の技術的な要素に注目することができる。「放逸せる鷹の歌」の長歌と短歌は、万葉仮名を漢字仮名混じり表記にしたものを引用して、左注は原漢文を読点で区切ったものを引用する。⁵⁾

●『万葉集』卷十七、思放逸鷹夢見感悦作歌一首 并短歌

大君の 遠の朝廷ぞ み雪降る 越と名に負へる あまごかる
鄙にしあれば 山高み 川とほしろし 野を広み 草こそ茂き
鮎走る 夏の盛りと 鳥つ鳥 鶉養が伴は 行く川の 清き瀬ご
とに 霽さし なづさひ上る 露霜の 秋に至れば 野もさはに
鳥すだけりと 大夫の 伴いざなひて 鷹はしも あまたあれど
も 矢形尾の 我が大黒に「大黒者蒼鷹之名也」 白塗の 鈴取
り付けて 朝獵に 五百つ鳥立て 夕獵に 千鳥踏み立て 追ふ
ごとに 許すことなく 手放れも をちもかやすき これをおき
て または ありがたし さならへる 鷹はなけむと 心には 思
ひほこりて 笑まひつつ 渡る間に 狂れたる 醜つ翁の 言だ
にも 我れには 告げず との曇り 雨の降る日をとがりすと
名のみを告りて 三島野を そがひに見つつ 二上の 山飛び越
えて 雲隠り 翔り去にきと 帰り来て しはぶれ告ぐれ 招く
よしの そこになければ 言ふすべの たどきを知らに 心には
火さへ燃えつつ 思ひ恋ひ 息づきあまり けだしくも 逢ふこ
とありやと あしひきの をてもこのものに 鳥網張り 守部を据
ゑて ちはやぶる 神の社に 照る鏡 倭文に取り添へ 祈ひの

みて 我が待つ時に をとめらが 夢に告ぐらく 汝が恋ふる
その秀つ鷹は 松田江の 浜行き暮らし つなし捕る 氷見の江
過ぎて 多古の島 飛びたもとほり 葦鴨の すだく古江に一
昨日も 昨日もありつ 近くあらば いま二日だみ 遠くあらば
七日のをちは 過ぎめやも 来なむ我が背子 ねもころにな恋
ひそよとぞ いまに告げつる

矢形尾の鷹を手に据ゑ三島野に獵らぬ日まねく月ぞ経にけ
る

二上のをてもこのものに網さして我が待つ鷹を夢に告げつも
松反りしひにてあれかもさ山田の翁がその日に求めあはず
けむ

心にはゆるぶことなく須加の山すかなくのみや恋ひわたり
なむ

右射水郡古江村取獲蒼鷹、形容美麗鶉雉秀群也、於時養
吏山田史君麻呂、調試失節野獵乖候、搏風之翅高翔匿雲、
腐鼠之餌呼留靡驗、於是張設羅網窺乎非常、奉幣神祇恃
乎不虞也、粵以夢裏有娘子喻曰、使君勿作苦念空費精神、
放逸彼鷹獲得未幾矣哉、須叟賀覺寤有悅於懷、因作却恨
之歌式旌感信、守大伴宿祢家持（九月廿六日作也）

この歌は長歌一首と短歌四首のセットであり、最初に題詞を置
き、末尾には左注を添えている。研究史上、「放逸せる鷹の歌」な
どと略称されている。奈良時代の貴族、大伴家持によって天平十

九年九月に作成されたものである。

家持は前年の天平十八年六月に越中守に任命され、七月頃に越中国へ赴任したことが分かっており、その後新たに古江村で優れた蒼鷹を入手したと考えられる。家持はこの蒼鷹に対して「大黒」という愛称を付けている。鷹の個体に名前をつけることは、『日本書紀』の放鷹伝来記事にはみえない興味深い習慣である。

家持は、「大黒」の矢形尾の根元に「白塗の鈴」を取り付け、朝夕の狩猟に連れて行った。家持は「大黒」の尾に「白塗の鈴」を取り付けており、『日本書紀』の放鷹伝来記事にみえるように、「俱知」の尾に小鈴を付けた百済王族酒君と同じ作業をしている。左注によると、家持の愛鷹「大黒」は形容美麗であり、雉を取ることに他の鷹よりも優れていたという。家持は「大黒」を「養吏」の山田史君麻呂に預けて調教を命じていたようである。翌天平十九年の或る日（との曇り雨の降る日に）、君麻呂が家持に何も告げずに「大黒」を連れて三島野に出かけ、「とがり」したところ、「大黒」は君麻呂の手元を離れ、二上山の方面へ飛び去ってしまった。君麻呂による「大黒」の飼育調教は失敗したわけである。この長歌の「とがり」は万葉仮名で「等我理」とされ、漢字仮名交じり表記で「鳥獵」、「鳥狩」などと記されることが多い言葉であった。左注では「野獵」と呼ばれている。

大伴家持は当初、『日本書紀』の放鷹伝来記事にみえる仁徳天皇の百舌鳥野の遊獵のように、「大黒」を用いて多数の雉を捕らえる

ことができたが、その楽しみを「大黒」の放逸によって失ってしまったことになる。家持は君麻呂の報告を聞いて落胆し、非常に悔しがったことを長歌の中で吐露している。二上山のあちこちに網を張ったり、神社に奉幣したりして「大黒」の帰還を願っていた。その後まもなく家持は夢を見て、夢の中でおとめたちが現われて「大黒」が近いうちに戻ってくると告げられた。家持は夢のお告げを得て喜び、鷹が戻るといふ期待感を込めて、恨みを除くために、この歌を作った。九月二十六日に「放逸せる鷹の歌」が完成したとすると、その前の時期に、射水郡古江村における鷹の捕獲、家持・君麻呂による「大黒」飼育調教と放鷹、君麻呂の失敗による「大黒」の放逸、家持による「大黒」帰還の祈願が続いて、夢によるお告げを契機に「放逸せる鷹の歌」の作成に至っている。

『万葉集』の大伴家持の歌の中では、越中守時代の歌が特徴的である。大伴家持は、聖武天皇の委任を蒙って越中守として着任したのであり、越中国の施政を強く意識した歌をいくつか作っていた。大伴家持のそのような意識は、『万葉集』の家持歌に関する諸研究において指摘されるところであり、「放逸せる鷹の歌」の長歌の冒頭にもまた、家持が越中国内に臨む意識がわずかに表われている。大伴家持が越中に臨んだときの意識は、山田史君麻呂による「大黒」放逸事故によって一時的に空回りしてしまったが、「大黒」の帰還という夢のお告げを見て、その喜びを一連の歌と

して結実させたのである。夢のお告げによって湧き上がった喜びを強調するために、「大黒」の雉をよく取る優れた性質を言挙げしながら、君麻呂の技量を殊更に貶めて、「大黒」放逸の時の落胆ぶりを印象付けているのであろう。

「放逸せる鷹の歌」を放鷹伝承として読み直すと、改めて大伴家持が愛鷹「大黒」の持ち主であり、山田史君麻呂が鷹の調教担当者（「養吏」）であったことに注目したい。「大黒」が越中国内で捕らえられたことや、調教・放鷹の場所が越中国内であったことも重要である。

仁徳紀の放鷹伝来記事になぞらえて、「放逸せる鷹の歌」にみえる基本事項を整理してみよう。

- ・ 鷹の持ち主は、越中守大伴家持。
- ・ 鷹の調教担当者は、「養吏山田史君麻呂」（左注）。
- ・ 鷹捕獲者は、不明。
- ・ 鷹捕獲の場所は、「射水郡古江村」（左注）。二上山の北側にあったと推定されている。
- ・ 放鷹の道具は、「白塗の鈴」（長歌）。
- ・ 調教の場所は、「三島野」（長歌、短歌）。二上山の南側にあったと推定されている。
- ・ 放鷹の場所は、不明。家持が越中国内の野で放鷹に用いていた。
- ・ 放鷹の獲物は、「雉」（左注）。

・ 放鷹の季節は、天平十九年九月二十六日以前の秋。

「放逸せる鷹の歌」から読み取れる山田史君麻呂の放鷹技術について考えてみよう。左注の説明によると、君麻呂が「調試失節野獵乖候」の有様であったために「大黒」が逃げてしまったという。「調試失節野獵乖候」の意味は諸注釈のように、「調試は節を失い、野獵は候に乖く」と読み、「調試」は鷹を飼育調教することであり、「節を失う」は「大黒」を程良く調整できていない状態を意味するのであろう。「野獵」は三島野に出て狩猟したことであり、「候に乖く」は長歌の中で「との曇り 雨の降る日に とがりすと」とあるように、君麻呂が何も告げずに天候不順の日に出猟したことを咎めている。「放逸せる鷹の歌」では、このように「大黒」の放逸に関連して君麻呂の技術のマイナス面を強調している。

「放逸せる鷹の歌」では、「大黒」の放逸における山田史君麻呂の技術のマイナス面に注目しているが、放鷹技術について考えるには、放逸の時の状況よりも放逸以前の普段の状況を想定することが重要であろう。長歌の冒頭から時間経過に沿って読み進めていくと、「大黒」の放逸に至るまでの家持と君麻呂の関係はきわめて良好であったことが察せられる。左注によると、雉を取ることにかけては、「大黒」が他の鷹よりも優れていたとあるように、もともと野生の鷹として捕獲された後、君麻呂によって調教されたのであり、その結果、「大黒」本来の性質をよく発揮して雉を捕らえていたわけである。君麻呂は家持から愛鷹「大黒」の飼育調

教を任されたほどの人物であることは疑いない。

普段の君麻呂の放鷹技術を考えるため、君麻呂を輩出した山田史氏について調べると参考になる。君麻呂の技術の由来は定かではなく、君麻呂を輩出した越中の山田史氏についても詳細不明ではあるが、越中以外の山田史を手がかりに考証したことがあった。

六国史を調べると、奈良・平安初期に山田史から山田宿禰、山田連、山田造等へ改姓した者が散見する。そこで『新撰姓氏録』を調べると、山田史はみえないが、同書の右京諸蕃及び河内国諸蕃に山田宿禰、山田連、山田造が散見しており、山田宿禰らの殆どが中国系の渡来氏族として収録されている。平安初期の平安京右京及び河内国の山田宿禰らは、越中の山田史と同祖の氏族であろうと考えた。『日本書紀』の放鷹伝来記事にみえる酒君が河内の石川に身を寄せていた設定であることを思い起こすと、河内の山田宿禰らの存在が注目されるのである。もし越中の山田史が河内の山田宿禰らと同祖の氏族であったとすると、君麻呂の技術が酒君の技術を直接的に受け継いでいるということとはできないまでも、河内の同様の環境に定着して生まれた放鷹技術を受け継いでいたのではないかと思う。

このように考えてみると、「放逸せる鷹の歌」から読み取れる基本的な技術的要素は、『日本書紀』の放鷹伝来記事から読み取れる基本的な技術的要素と概ね一致していることが分かり、技術的要素の直接的な関係を証明することは難しいが、技術的要素の背景

を共有していることがうかがえた。「放逸せる鷹の歌」にみえる技術のマイナス面は、『日本書紀』の放鷹伝来記事などにみえる技術のプラス面とあわせて読むことによって、放鷹の技術的要素の特徴を考える手掛かりとなるのである。

四、奴の「鷹鳥獺」と母狐の報怨 — 『日本靈異記』の悪報譚から

『日本書紀』の放鷹伝来記事や『万葉集』の家持歌と比べて、これまで放鷹に関する内容として取り上げられることが殆どなかった『日本靈異記』中巻第四十縁を取り上げる。『日本靈異記』は仏教説話集であるが、橘奈良麻呂をめぐる悪報譚を取り上げ、その悪報譚の背景に放鷹・狩猟を見出すことができる。原文を讀点で区切って引用する。⁴

● 『日本靈異記』中巻第四十、好於悪事者以現所誅利銳得悪死報縁

橘朝臣諾楽麻呂者、葛木王之子也、強窺非望、心繫傾国、招集逆党、当頭其便、画作僧形、以之立的、效射僧黑眼之術、好諸悪事、無過斯甚、諾楽麻呂之奴、於諾楽山為鷹鳥獺而見之、其山多有狐子、奴捉狐子、用木刺串、立其穴戸、奴有嬰兒、母狐結怨、返身化、作奴兒之祖母、抱奴子、迄于己穴戸、如串己子、貫奴子立穴戸、雖賤畜生、報怨有術、現報甚近、不無慈心、為無慈行、致無慈怨、然後不久、諾楽麻呂、天皇

見嫌、利鋭攸剔、則以知之、先悪行者、令逢利鋭、所殺之表也、斯亦奇事也、

大伴家持と同時代の貴族であった橘奈良麻呂が登場する説話である。

この説話の前半では、橘奈良麻呂の悪事を好む傾向をやや抽象的に説明している。「橘朝臣諾楽麻呂」は、日ごろから強く大きな望みを抱き、心に傾国を繋いでおり、逆党を集めてその都合を密かに話し合っていた。例えば、的に僧侶の絵を描いて僧侶の目を射る術を磨くことは、様々な悪事を好んだなかで、これより甚だしいことはない、という。説話の半ばで場面が転換すると、「諾楽麻呂之奴」が「諾乐山」（奈良山）で「鷹鳥獺」を行ない、狐の子供を木で串に刺して巢穴の前に立てたところ、母狐が怨んで「奴児之祖母」に化けて「奴」の子供を攫い、自分の巢穴の前に連れてきて串に刺したという。ここで『靈異記』編者の景戒が仏教説話集の視点に立って訓戒を差し挟んでいる。狐のような賤しい畜生といっても、怨みに報いる術をもつのである。現報は甚だ近いので、慈悲みの心を持つように勧めたい。慈悲み無き行ないをなせば、慈悲み無き怨みを受けるのだと説いている。最後に説話の結末に移って、「奴」をめぐる悪報譚の後に間もなく、橘奈良麻呂が悪事を好んだために天皇に嫌われて命を落とすことから、先のような悪行は、奈良麻呂が殺される表相であったと結んでいる。

この説話の半ばに挿入されている「諾楽麻呂之奴」をめぐる悪

報譚が重要である。「諾楽麻呂之奴」は橘奈良麻呂の蔑称と解する説もあるが、言葉通りに「橘奈良麻呂の所有する奴（やつこ）」と解するのが正しいと思われる。「奴」が悪事を好む傾向は、本主奈良麻呂が悪事を好む傾向と共通するようである。

橘奈良麻呂の「奴」が「鷹鳥獺」において子狐を発見したが、子狐を捕らえて串に刺して母狐の巢穴の前に立てるという行為をもって、「奴」の慈悲心の無さを強調している。それが「奴」の本主である奈良麻呂の性質と共通するという説話上の根拠となっていた。それはまるで、「奴」の無慈悲な行為が奈良麻呂自身や奈良麻呂家の関係者全体の傾向を示唆するかのようである。しかし、「奴」が子狐を串に刺して母狐の巢穴の前に立てた行為に対して、母狐は「奴児之祖母」（「奴」の子供の祖母は、すなわち「奴」の母）に化けて「奴」の子供を攫い、自分の巢穴の前に連れてきて串に刺したというが、それはそのまま母狐が「奴」に対して実行した子狐の仇討ちであった。後に橘奈良麻呂の乱が起こって、本主の奈良麻呂自身が亡くなったわけであり、その前兆として「奴」の「鷹鳥獺」における子狐殺しと母狐による仇討ちのエピソードを位置付けている。母狐による子狐の仇討ちのエピソードは、橘奈良麻呂の乱の前兆としての「奴」の「鷹鳥獺」を特徴付ける空想的な要素である。

この説話が放鷹と関係すると考えたのは、原文で「諾楽麻呂之奴、於諾乐山為鷹鳥獺」とあるように、「諾楽麻呂之奴」が従事し

た狩猟を「鷹鳥獵」と表記していたからである。「為鷹鳥獵」の部分は「鷹」の字が余計な衍字であるかのように見えるが、衍字とみることなく、「鷹鳥獵を為す」とよみ慣わしている。「鷹鳥獵を為す」以外のよみを考えるなら、例えば「鷹の為に鳥獵す」と訓読すると、「鳥獵」の方法は不明ながら「鷹」の餌となるような「鳥」を捕獲することを意味するのだろう。その場合の狩猟方法は弓矢などである可能性が高いと思われるが、「奴」の役割は弓矢などを駆使して橘奈良麻呂家の鷹の餌を調達する業務（いわゆる餌取）であったということになる。しかし、ここでは次の用例を参照して、やはり「鷹」の字を衍字であるとは考えず、従来の「鷹鳥獵を為す」のよみを踏襲しようと思う。「奴」の「鷹鳥獵」を考える手がかりになりそうな史料は、『万葉集』巻十一の「梓弓末のほら野に鳥狩する君が弓弦の絶えむと思へや」である。⁵この歌にみえる「鳥狩する」（とがりする）は、原文の万葉仮名で「鷹田為」と表記されている。「田」の漢字は狩り・狩猟の意味を持ち、その意味を有する漢語としては「田獵」（でんりよう）が代表的であろう。「鷹田為」を素直に訓読すると、「たかがりする」とよみたいところだが、短歌の語彙として使用されているので、「とがりする」と五音になるようによみ慣わすのが通例である。「鷹鳥獵」と「鷹田」は共に「とがり」とよみ慣わされていることになって、「鷹」の字を冠した表記が興味深い。『万葉集』の歌を探しても、「鷹」の字を冠して狩猟を意味する表記は、『壺異記』の例と合わせて二例だ

けである。二例の表記と説話・和歌の内容との違いを矛盾なく理解するためには、狩猟者が狩猟を行なう際に鷹と弓矢の両方を所持していたと考える必要がある。

そのことを「奴」の「鷹鳥獵」と絡めて考えるときに参考になりそうなものは、後代の史料であるが、十二世紀成立の『年中行事絵巻』である。『年中行事絵巻』の安楽花の場面（これは白描の模本）をみると、騎馬の男性二人が弓矢を持って馬を進め、その後ろには鷹を手据えた男性一人が歩くという三人組の姿が描かれている。⁶騎馬の男性二人は弓矢で狩猟を行なうために野へ向かおうとしているのだろう。騎馬の男性の後ろを歩いている男性一人は、明らかに騎馬の男性に従う鷹飼である。その手に据えた鷹は恐らく騎馬の男性どちらかの鷹であろう。

『年中行事絵巻』の主人と鷹飼の関係をヒントに、『日本霊異記』の橘奈良麻呂と「奴」の関係を考えてみよう。『日本霊異記』では、「奴」の行為が橘奈良麻呂の悪事を好む傾向と共通するものと位置付けている。「奴」の「鷹鳥獵」自体が奈良麻呂家の業務であり、「奴」が「鷹鳥獵」に用いる「鷹」もまた、奈良麻呂の「鷹」であったことは十分に考えられる。「奴」が独自に「鷹」を入手したとは考え難いことから、「奴」は奈良麻呂の「鷹」の飼育を担当し、奈良麻呂家の業務としての「鷹鳥獵」に用いたのである。例えば奈良麻呂が狩猟に赴く時、奈良麻呂は騎馬で弓矢を携行しており、「奴」は鷹飼として「鷹」を据え、奈良麻呂に付き従ったので

はなかるうか。この説話では、「奴」の「鷹鳥獺」が本主奈良麻呂と一緒に言われたという話になっていないため、それとは異なる状況を想定するべきであり、「奴」が奈良麻呂家の用事で「鷹鳥獺」に出掛けたということとはできるのではないかと思う。

『靈異記』中巻第四十縁では、「鷹鳥獺」の基本的な事項を読み取ることは難しいが、次の通りである。

- ・鷹の持ち主は、「橘朝臣諾楽麻呂」。
- ・鷹の調教担当者は、「諾楽麻呂之奴」。
- ・鷹捕獲者は、不明。
- ・鷹捕獲の場所は、不明。
- ・放鷹の道具は、不明。木の串は「鷹鳥獺」と関わるか。
- ・調教の場所は、「諾乐山」（奈良山）か。
- ・放鷹の場所は、「諾乐山」（奈良山）。
- ・放鷹の獲物は、「鷹鳥獺」の「鳥」の文字を重視すると、鳥類である。

・放鷹の季節は、不明。春または秋か。

『靈異記』に読み取れる「諾楽麻呂之奴」の「鷹鳥獺」に即して放鷹技術の特徴を考えてみよう。「奴」の「鷹鳥獺」の描写は曖昧である。「奴」の「鷹鳥獺」の季節を考えてみると、子狐は春季に生まれ、春・夏に成長して秋季に子離れするため、鷹の換羽期である夏季を除くと、春季または秋季に絞り込める。子狐の成長の程度とその捕獲方法をはっきりと描写しているわけではないので、

「奴」が「鷹鳥獺」を用いずに子狐を捕獲したと推測することもできる。ここで「奴」が木の串を用いたことに注目したい。木の串は山の神を祀る習俗や占めの習俗と関わり深い道具であるが、木の串と「鷹鳥獺」との関わりは定かではない。この説話では、「奴」の行為に対して信仰上の意味を認めているわけではないように思われる。「奴」が木を用いて子狐を串に刺すだけでなく、母狐の巣穴の前に立てたということに注目すると、多数の子狐を見つけた時の、その場の思いつきであったことが読み取れる。

この説話を放鷹伝承として捉えてみて、「諾楽麻呂之奴」が「鷹鳥獺」を行なっていたと解するならば、鷹の飼育調教などの放鷹技術を身に付けていたということが出来る。「奴」の技術の由来は明らかではないが、説話の中では「奴」が母と子供を有するとあるから、「奴」は少なくとも父母の代から奴婢身分として奈良麻呂家に仕えるとともに、妻子を抱えて三世代家族を構成している設定であったと読み取れるのであり、このような「奴」の間で放鷹技術を継承していたのだろう。『靈異記』に描かれた「奴」の「鷹鳥獺」の目的は説明されていなくても、『日本書紀』の酒君が仁徳の鷹を預かって飼育調教したり、『万葉集』の山田史君麻呂が大伴家持の鷹を預かって飼育調教したりしたように、「奴」が橘奈良麻呂の「鷹」の飼育調教を行なっていたと考えることも難しくないのである。この説話の中に見える「鷹鳥獺」が一つの熟語であると考えると、「奴」が奈良麻呂の「鷹」を用いて雉などの「鳥」を捕

らえていたことを示しているといえる。または、もし「為鷹鳥獵」を「鷹の為に鳥獵す」とよむような場合であろうと、「奴」が奈良麻呂の「鷹」に与える餌とするために、弓矢などで「鳥」を捕らえて奈良麻呂家へ貢納していたことを読み取れると思う。「奴」の「鷹鳥獵」をこのようなものと位置付けることができるなら、「奴」が子狐を串に刺して母狐の巢穴の前に立てる行為は、その場の思いつきにすぎず、「鷹鳥獵」本来の業務から外れた行為であると考えられる。

五、放鷹の技術的要素とその組織的な側面

日本古代の放鷹技術の一端を読み取れる史料として、『日本書紀』の放鷹伝来記事、『万葉集』の家持歌、『日本霊異記』の説話を取り上げ、放鷹伝承の観点から放鷹の技術的な要素の特徴を考察した。

三つの放鷹伝承から共通して確認できる事柄は、放鷹を担当する人々が、鷹の持ち主から鷹を預かって飼育調教したり、放鷹に用いたりしていたことである。仁徳天皇と百済王族酒君・鷹養部の関係、越中守大伴家持と山田史君麻呂の関係は、いずれも鷹の飼育調教や放鷹を命じる者と命じられる者の関係にあった。橘奈良麻呂と「奴」の関係もまた、そのような関係にあった可能性は高いと思われる。言い換えれば、鷹によって媒介される鷹の持ち

主と飼育調教の担い手の関係を示しているのである。飼育調教の担い手の身分は様々であり、各人の身分とその環境に応じた鷹の持ち主との関係性の差異について考えることもできた。

仁徳天皇と百済王族酒君の関係は、酒君が日本の使者紀角宿禰に対して礼無き態度をとった廉で日本に送られたことに始まる。仁徳は酒君を赦した後、偶然に「俱知」を入手すると、その飼育調教を酒君に命じた。『日本書紀』の放鷹伝来記事による限りでは、仁徳が百済の放鷹技術を摂取して「鷹甘部」（鷹養部）の設置に至ったというわけである。仁徳の寛容な対応を引き合いに、日本の放鷹技術と鷹養部の伝説的な起源を説明する記事であった。鷹養部の実態とその後身は詳らかではないが、その放鷹技術の基本的な部分は律令体制下の兵部省放鷹司鷹養戸の中に受け継がれていたと想像することはゆるされるかもしれない。また、律令体制下の越中守大伴家持と山田史君麻呂の関係は、君麻呂が家持から愛鷹「大黒」を預かって飼育調教するという鷹の持ち主と調教担当者の間柄であった。君麻呂の立場は、天皇の鷹を預かって飼育調教する鷹養部や兵部省放鷹司鷹養戸と同様であるが、律令体制下の鷹養戸と同じ品部の身分でなく、中国系の渡来氏族の流れを汲む公戸百姓の身分であったと思われる。君麻呂の技術が酒君・鷹養部の技術を直接的に引き継いでいるとは言い切れないが、その背景を共有するのではないかと考えた。また、家持・君麻呂と同時代の人物である橘奈良麻呂と「奴」の関係は、本主とその所

有する奴の関係であった。『靈異記』の説話を仔細に読み解くと、「奴」は橘奈良麻呂の鷹を飼育調教しており、奈良麻呂家の業務の一環として「鷹鳥獺」で鳥類を捕らえて貢納していたと考えた。「奴」は少なくとも父母の代より奴婢身分として奈良麻呂家に仕えており、妻子を抱えていたようだが、「奴」の技術の由来は不明である。

『日本書紀』の放鷹伝来記事によると、百済王族の酒君が百済の放鷹技術を用い、日本産の鷹を調教して日本産の雉を捉えたのであり、酒君が最初に放鷹技術を日本の風土に応用したことになっている。『万葉集』の家持歌によると、山田史君麻呂は「大黒」の放逸事故に遭ったので、その放鷹技術を殊更に貶められていたが、本来、放鷹・養鷹の技術に優れているからこそ「養吏」として活動していたのである。『靈異記』の説話によると、橘奈良麻呂の「奴」は子狐を串に刺して母狐の巢穴の前に立てるなど、「鷹鳥獺」本来の役割から外れた行為を行なっていたが、奈良麻呂家のために「鷹鳥獺」に従事していたと推測できる。彼らの放鷹の様子は、各史料の目的と文脈によって描かれたものであり、彼らの本来的な技術とその水準を正確に述べたようなものではないのだろう。しかし、放鷹伝承の観点から各史料を読むと、放鷹技術の基本的な部分とその優劣の基準などを推察することができたとと思う。放鷹技術の基本的な部分は、放鷹の担い手の間で概ね共通していたが、放鷹が鷹や雉などの自然を相手に行なわれているから、

技術の質と環境の違いを踏まえて個々の放鷹伝承を読み解く必要があることは確認できた。

本稿では、各種の史料を放鷹伝承として捉え直すことによって、史料上の空想的な要素の形象を意識しながら、鷹の持ち主と飼育調教の担い手との関係に基づいた放鷹の技術的な要素の特徴を読み解こうと試みた。その上で様々な担い手に備わった放鷹の技術的な要素が或る程度共通すると予想して、技術的な要素の比較を行なえたと思うが、直接的な関係性を究明することは非常に難しいと感じている。今後も引き続き、放鷹伝承の観点から各種の史料を検討し直してみたい。

【註】

- (1) 拙著『日本古代養鷹の研究』（思文閣出版、二〇〇四年）。
- (2) 『日本書紀』仁徳天皇四十一年三月条、仁徳天皇四十三年九月庚子朔条（日本古典文学大系）。
- (3) 『万葉集』卷十七、思放逸鷹夢見感悦作歌一首并短歌（日本古典文学大系）。引用した長歌・短歌の漢字仮名交じり表記では、文意をとりやすくするために、漢字を平仮名にひらいた部分もあり、また、元の漢字を同義の別の漢字に変更した部分もある。

- (4) 『日本靈異記』中卷第四十、好於惡事者以現所誅利銳得惡死報縁（日本古典文学大系）。引用文中の意味をとりまく

い語句として「当頭其便」がある。「当頭其便」は「其の便を当頭（つつめ）く」とよまれており、奈良麻呂とその逆党たちが「傾国」の企てを蔭で話し合っているという意味になるのだろう。同じ箇所語句が群書類従本等で「常覬其便」とあるが、「常に其の便を覬（のぞ）む」とよみ、奈良麻呂たちが「傾国」の都合を探っているという意味になるだろうか。どちらの語句でも文意の違いは小さい。

(5) 『万葉集』卷十一（日本古典文学大系）。

(6) 『年中行事絵巻』別本、安楽花（日本の絵巻）。

（受理日…二〇一六年三月三〇日）